

店頭商品デリバティブ（CFD）取引説明書

（契約締結前交付書面）

対面取引用

株式会社さくらインベスト

商品先物取引業者
日本商品先物取引協会会員

※本書面は、法律上お客様に交付する義務がある重要な書面です。
契約に際しては本書面を十分にお読みになり説明を受けてください。

CFD取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認いただき、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をしていただきますようお願い申し上げます。

CFD取引の概要について

CFD (Contract for Difference) 取引とは、原資産の値動きを反映する銘柄の売り買いの差金の授受によって決済する店頭商品デリバティブ取引であり、当社とおお客様の相対で行われる取引です。

また、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れたうえで行う証拠金取引であり、証拠金の額を超える金額の取引ができる一方、相場の変動により損失が生じる場合があり、証拠金の額を超える損失が生じる可能性もございます。

CFD取引のリスク等重要事項について

CFD取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所取引とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び約款等を十分に読み、それら内容をご理解、かつ承諾いただく必要がございます。

1. CFD取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
2. 相場状況の急変等により、ビッド（売値）とアスク（買値）のスペード幅が広がる等、意図した取引ができない可能性があります。また、相場状況や経済情勢等を鑑み、当社の判断でスペードを変更することがございます。
3. 取引システム及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
4. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます（相対取引）。
5. お客様からお預かりした証拠金は、株式会社S M B C信託銀行に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理を行っています。
6. 当社のCFD取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。
7. 取引のうち、金スポット、銀スポット、銅スポット、プラチナスポット、パラジウムスポット、原油スポット、北海ブレントスポット、天然ガススポット、ガソリンスポット、大豆スポット、コーンスポット、小麦スポット、砂糖スポット、コーヒースポット、ココアスポットは、それぞれの参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において提示する限月の交代を行います。
8. 本取引において手数料は発生いたしません。

CFD取引のリスクについて

CFD取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行っていただき、自己の判断と責任において行うことが肝要となります。お客様ご自身がCFD取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討していただきますようお願い申し上げます。

なお、下記のリスクはCFD取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

○ 価格変動リスク

マーケットでは、常に価格が変動しております。価格の変動は各国の経済、社会情勢等によります。また、取引時間中の変動、前日の終値と当日の始値が乖離する場合、各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離する場合があります。価格の変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。

○ 流動性リスク

主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、価格の提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の銘柄のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間不可能となる可能性があります。参照市場の流動性が低下した場合、意図した取引ができない可能性があり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる場合があります。

○ 金利変動リスク

金利は、各国の景気や政策などの様々な要因による金利情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々々の金利水準によって受取又は支払いの金額が変動し、場合によっては受け払いの方向が逆転する可能性もあります。また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが近くなったりする可能性もあります。

○ 限月リスク

CFD取引のうち金スポット、銀スポット、銅スポット、プラチナスポット、パラジウムスポット、原油スポット、北海ブレントスポット、天然ガススポット、ガソリンスポット、大豆スポット、コーンスポット、小麦スポット、砂糖スポット、コーヒースポット、ココアスポットは、当社では建玉を保有してから1年間はお取引いただけますが、それぞれの商品先物市場の最終営業日の前に当社が定める日において提示する限月の交代を行います。価格調整額の受払いは当該外貨ではなく日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。

○ レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額の取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

○ ロスカットにおけるリスク

当社のCFD取引では、維持率が25%を下回った段階で保有しているポジションを自動的に決済するロスカットルールを設けておりますが、相場状況、前日の終値と当日の始値が乖離する場合、各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合、その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。

○ 保有期間制限に伴う強制決済リスク

当社のCFD取引では、お客様が建玉を保有し、未決済のまま1年を経過した場合には、当社によって強制決済がなされ、予期せぬ損失が確定する可能性があります。

○ 法令規則等の変更にもなうリスク

当社のCFD取引に係る税制及び関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

○ その他のリスク

当社の業務又は財産の状況の変化により取引を継続することができなくなりお客様に損失が発生する可能性があります。また、当社のカバー先である次の会社の業務又は財産の状況の変化により、カバー取引が実施できなくなることを理由として当社とお客様との間の取引が中断することで、お客様に損失が発生する可能性があります。

カバー先のご案内

商号又は名称：サクソバンク証券株式会社

本店所在地：東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー36F

業務内容：店頭デリバティブ取引を扱う金融商品取引業、
商品先物取引業者

商号又は名称：フィリップ証券株式会社

本店所在地：東京都中央区日本橋兜町4-2

業務内容：商品先物取引、店頭商品デリバティブ取引等の
商品先物取引業及びそれに付帯する事業

CFD取引の仕組みについて

当社によるCFD取引は、商品先物取引法を遵守して行います。本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより銘柄の売買取引を行うCFD取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他に金利等（日歩(スワップ)、価格調整額を含む。）を加味した損益が発生します。

口座開設について

口座開設のお申込みは、当社所定の方法にて受付しております。CFD取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社ではCFD取引口座を開設していただく場合、次の要件を満たしていただくことが必要となります。

1. CFD取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件等について、約款及び本説明書を熟読しご理解いただいたうえ、承諾及び同意していただくこと。
2. 当社が定める基準を満たしていること。
当社の基準の主なもの「店頭商品デリバティブ（CFD）取引約款」をご覧ください。

※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

適合性の原則

商品先物取引法では「適合性の原則」が定められており、その条文には「商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。」とあることから、当社は次の基準を定めています。

(1) 不相当と認められる勧誘

顧客が次のいずれかに該当すると判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとします。

- ① 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 取引を行う為に、借入されている者、又はこれから借入を考えている者
- ⑤ 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ⑥ 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ⑦ 新規口座開設においては、75歳以上の者

(2) 不相当と認められるおそれのある勧誘

上記以外で顧客が次のいずれかに該当すると判明した場合には、適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれがあるものである為、特に厳格な審査をします。

- ① 70歳以上又は25歳未満の者
- ② 年収500万円未満の者
- ③ 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持する者
- ④ 公金取扱者

お取引について

1. 取引の対象

取引対象商品	参照市場	価格表示		最低倍率
金現物	スポット市場	米ドル/オンス	米ドル	100オンス (= 1ロット)
金現物ミニ	スポット市場	米ドル/オンス	米ドル	10オンス (= 1ロット)
金スポット	COMEX	米ドル/オンス	米ドル	30オンス (= 1ロット)
金スポットミニ	COMEX	米ドル/オンス	米ドル	3オンス (= 1ロット)
銀現物	スポット市場	米ドル/オンス	米ドル	5,000オンス (= 1ロット)
銀現物ミニ	スポット市場	米ドル/オンス	米ドル	500オンス (= 1ロット)
銀スポット	COMEX	米ドル/オンス	米ドル	2,000オンス (= 1ロット)
銀スポットミニ	COMEX	米ドル/オンス	米ドル	200オンス (= 1ロット)
銅スポット	COMEX	米セント/ポンド	米セント	10,000ポンド (= 1ロット)
銅スポットミニ	COMEX	米セント/ポンド	米セント	1,000ポンド (= 1ロット)
プラチナスポット	NYMEX	米ドル/オンス	米ドル	100オンス (= 1ロット)
プラチナスポットミニ	NYMEX	米ドル/オンス	米ドル	10オンス (= 1ロット)
パラジウムスポット	NYMEX	米ドル/オンス	米ドル	100オンス (= 1ロット)
パラジウムスポットミニ	NYMEX	米ドル/オンス	米ドル	10オンス (= 1ロット)
原油スポット	NYMEX	米ドル/バレル	米ドル	1,000バレル (= 1ロット)
原油スポットミニ	NYMEX	米ドル/バレル	米ドル	100バレル (= 1ロット)
北海ブレントスポット	ICE	米ドル/バレル	米ドル	500バレル (= 1ロット)
北海ブレントスポットミニ	ICE	米ドル/バレル	米ドル	50バレル (= 1ロット)
天然ガススポットビッグ	NYMEX	米ドル/mmBtu	米ドル	10,000mmBtu (=1ロット)
天然ガススポット	NYMEX	米ドル/mmBtu	米ドル	10,000mmBtu (=1ロット)
天然ガススポットミニ	NYMEX	米ドル/mmBtu	米ドル	1,000mmBtu (=1ロット)
ガソリンスポット	NYMEX	米セント/ガロン	米セント	14,000ガロン (= 1ロット)
ガソリンスポットミニ	NYMEX	米セント/ガロン	米セント	1,400ガロン (= 1ロット)
大豆スポット	CBOT	米セント/ブッシェル	米セント	5,000ブッシェル (= 1ロット)
大豆スポットミニ	CBOT	米セント/ブッシェル	米セント	500ブッシェル (= 1ロット)
コーンスポット	CBOT	米セント/ブッシェル	米セント	5,000ブッシェル (= 1ロット)
コーンスポットミニ	CBOT	米セント/ブッシェル	米セント	500ブッシェル (= 1ロット)
小麦スポット	CBOT	米セント/ブッシェル	米セント	5,000ブッシェル (= 1ロット)
小麦スポットミニ	CBOT	米セント/ブッシェル	米セント	500ブッシェル (= 1ロット)
砂糖スポット	ICE	米セント/ポンド	米セント	500,000ポンド (= 1ロット)
砂糖スポットミニ	ICE	米セント/ポンド	米セント	50,000ポンド (= 1ロット)
コーヒースポット	ICE	米セント/ポンド	米セント	50,000ポンド (= 1ロット)
コーヒースポットミニ	ICE	米セント/ポンド	米セント	5,000ポンド (= 1ロット)
ココアスポット	ICE	米ドル/メトリックトン	米ドル	50メトリックトン (=1ロット)
ココアスポットミニ	ICE	米ドル/メトリックトン	米ドル	5メトリックトン (=1ロット)

2. 取引単位

取引対象商品	呼び値の単位			スワップ損益 の受払い
	tick(ティック)	(通貨)	呼値とその値段	
金現物	0.1	ドル	1オンス当たり0.1ドル刻み	あり
金現物ミニ	0.1	ドル	1オンス当たり0.1ドル刻み	あり
金スポット	0.1	ドル	1オンス当たり0.1ドル刻み	なし
金スポットミニ	0.1	ドル	1オンス当たり0.1ドル刻み	なし
銀現物	0.01	ドル	1オンス当たり0.01ドル刻み	あり
銀現物ミニ	0.01	ドル	1オンス当たり0.01ドル刻み	あり
銀スポット	0.01	ドル	1オンス当たり0.01ドル刻み	なし
銀スポットミニ	0.01	ドル	1オンス当たり0.01ドル刻み	なし
銅スポット	0.01	セント	1ポンド当たり0.01ドル刻み	なし
銅スポットミニ	0.01	セント	1ポンド当たり0.001ドル刻み	なし
プラチナスロット	0.1	ドル	1オンス当たり0.1ドル刻み	なし
プラチナスロットミニ	0.1	ドル	1オンス当たり0.1ドル刻み	なし
パラジウムスポット	0.1	ドル	1オンス当たり0.1ドル刻み	なし
パラジウムスポットミニ	0.1	ドル	1オンス当たり0.1ドル刻み	なし
原油スポット	0.01	ドル	1バレル当たり0.01ドル刻み	なし
原油スポットミニ	0.01	ドル	1バレル当たり0.01ドル刻み	なし
北海ブレントスポット	0.01	ドル	1バレル当たり0.01ドル刻み	なし
北海ブレントスポットミニ	0.01	ドル	1バレル当たり0.01ドル刻み	なし
天然ガススポットビッグ	0.001	ドル	1mmBtu当たり0.001ドル刻み	なし
天然ガススポット	0.001	ドル	1mmBtu当たり0.001ドル刻み	なし
天然ガススポットミニ	0.001	ドル	1mmBtu当たり0.001ドル刻み	なし
ガソリンスポット	0.01	セント	1ガロン当たり0.01セント刻み	なし
ガソリンスポットミニ	0.01	セント	1ガロン当たり0.01セント刻み	なし
大豆スポット	0.25	セント	17ポンド当たり0.25セント刻み	なし
大豆スポットミニ	0.25	セント	17ポンド当たり0.25セント刻み	なし
コーンスロット	0.25	セント	17ポンド当たり0.25セント刻み	なし
コーンスロットミニ	0.25	セント	17ポンド当たり0.25セント刻み	なし
小麦スポット	0.25	セント	17ポンド当たり0.25セント刻み	なし
小麦スポットミニ	0.25	セント	17ポンド当たり0.25セント刻み	なし
砂糖スポット	0.01	セント	1ポンド当たり0.01セント刻み	なし
砂糖スポットミニ	0.01	セント	1ポンド当たり0.01セント刻み	なし
コーヒースロット	0.01	セント	1ポンド当たり0.01セント刻み	なし
コーヒースロットミニ	0.01	セント	1ポンド当たり0.01セント刻み	なし
ココアスポット	0.1	ドル	1トリックン当たり0.1ドル刻み	なし
ココアスポットミニ	0.1	ドル	1トリックン当たり0.1ドル刻み	なし

3. 取引価格

当社が各銘柄にアスク（買値）とビッド（売値）を同時に提示し、お客様はアスクで買い付け、ビッドで売り付けることができます。当社は、お客様に提示するアスク及びビッドを市場又はカバー先における取引価格を参考として提示します。アスクとビッドには価格差（スプレッド）があり、通常時アスクはビッドよりもスプレッド分高くなっています。

4. 決済（手仕舞い）

決済（手仕舞い）は決済取引（転売又は買戻し）により、お客様が保有する建玉（以下、建玉は「ポジション」と同意です。）の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、外国通貨で発生する損益については、決済時点の為替価格により円換算します。

また、お客様が建玉を保有してから未決済のまま1年が経過した場合、当社は、お客様の計算において、当該保有期間が1年間を超過した建玉を、1年を経過した後の最初の取引日における当社の任意のタイミングで反対売買により差金決済いたします。

5. ロールオーバー

金スポット、銀スポット、銅スポット、プラチナスポット、パラジウムスポット、原油スポット、北海ブレントスポット、天然ガススポット、ガソリンスポット、大豆スポット、コーンスポット、小麦スポット、砂糖スポット、コーヒースポット、ココアスポットにおいて転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、それぞれの参照市場の最終営業日の前に当社が定める日において提示する限月の交代を行います。価格調整額の受払いは当該外貨ではなく日本円でなされることから、日本円に換算する際の為替リスク（コンバージョンリスク）があります。

1ロットあたりの価格調整額＝（限月の価格差）× 取引単位 × 為替（円/ドル）レート

例えば、1月限の価格より2月限の価格が高い場合、買いポジションに対して価格調整額をマイナス計上、売りポジションに対してプラス計上いたします。1月限の価格より2月限の価格が低い場合、買いポジションに対して価格調整額をプラス計上、売りポジションに対してマイナス計上いたします。

【例】原油スポットにおいて1月限（80.00）、2月限（80.50）、為替（円/ドル）レートが150.00だった場合、1ロットあたりの価格調整額＝（80.00-80.50）× 1000 × 150.00＝-75,000（円）

買いポジションに対して-75,000円を計上、売りポジションに対して+75,000円を計上します。

6. 日歩（スワップ）

現物CFD取引では、当日のポジションを翌日に持ち越す場合、金利に相当する日歩が発生します。日歩はLIBOR又はLIBIDをベースにしてカバー先のスプレッドを調整して決定されます。現物CFD取引では、買い建ての場合にはお客様に支払い金利が、売り建ての場合にはお客様に受取り金利が発生します。日歩は毎日計算されます。なお、金現物、銀現物以外のお取引では日歩は発生しません。

日歩の金額は変動する場合がありますので、変更の際は電話又は郵送、HP等にてお伝えいたします。

7. ロスカットルール

お客様の維持率が25%を下回った時点で、損失の拡大を防ぐため、維持率が25%以上になるまで、自動的に建玉の一部もしくはすべてが決済されます。

ロスカットの結果、預託している証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。またロスカットルールに規定する値幅以上の損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。

なお、ロスカットルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、又は当社の判断により合理的に変更することがあります。

8. マージンコール

当社では前営業日終値において有効証拠金額判定時刻を設けています。有効証拠金額判定時刻にて有効証拠金額が必要証拠金額を下回った場合、当営業日 16 時 00 分までにその不足額を追加預託、もしくは保有する建玉の一部、又は全部を決済して維持率を 100%の状態にしていたただかなければなりません。100%に満たされない場合においては、自動的に保有する建玉の一部、又は全部を 100%の状態まで決済させていただきます。

なお、16 時 00 分を迎えた時点で相場の変動により評価損が減少し不足の額が解消されたとしても、有効証拠金額判定時刻時に必要となった当該不足額については追加預託もしくは保有する建玉の一部又は全部を決済いただく必要があります。

但し、日本国内休日（祝日）に当たる場合は追加預託が金融機関等の休止により困難な為、追加預託及び保有する建玉の一部の決済又は、全部の決済を休日明けの営業日16時00分とします。

9. 投下資金可能額

当社では、取引未経験者の保護措置として習熟期間を設けております。習熟期間とは、取引経験の無い又は浅いお客様に対し、十分に慣れていただくよう設定した 3 ヶ月程度の勉強期間を指します。当該期間は口座開設時に設定した投下資金可能額の 1/2 を範囲とし、お取引の上限とさせていただきます。

なお、設定した投下資金可能額或いは習熟期間中における投下資金可能額の範囲を超えて取引を行うことはご遠慮いただいております。

10. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

CFD 取引をする際は、あらかじめ当社が定める必要証拠金を当社に差入れてください。取引によりお客様に損失が発生した場合には証拠金の額は減少します。なお、お客様から預託を受ける証拠金は日本円のみとなっており、外貨や有価証券での差入れは受付けておりません。

(2) 証拠金・手数料

証拠金の額は、相場の変動に伴い取引額の証拠金の額に対する比率が 20 倍以下となるよう当社の判断により随時変更されます。（証拠金に関しましては別紙を参照ください。）

* 必要証拠金の算出方法は以下の通りです。

市場又はカバー先の取引価格を基に当社で算出する価格 × 取引単位 × 為替 × 証拠金率
= 必要証拠金

必要証拠金は、取引金額の 5%以上に対応する日本円です。

なお、本取引において取引手数料は発生いたしません。

* 両建取引について

両建取引とは同一銘柄の「売り」と「買い」のポジションを一緒に保有する取引をいいます。両建取引ではビッド（売値）とアスク（買値）に価格差（スプレッド）が生じるほか、日歩（スワップ）の支払と受取の差額を負担する場合がありますおそれがありますのでご注意ください。両建時の必要証拠金について、売り買いポジションを比較してどちらが多い方を基準として必要証拠金を算出しております。

11. レバレッジ

本CFD取引においては、証拠金を預託していただくことにより証拠金額を超える取引をすることができます。また、取引額の証拠金に対する比率は最大で20倍となっております。なお、具体的な比率につきましては、取引対象商品の相場の変動に従って取引額の証拠金に対する比率も20倍の範囲内で日々変動するため、事前に算出することができません。

12. 取引時間

取引対象商品	取引時間（日本時間）	
	サマータイム	ウィンタータイム
金現物 金現物ミニ	月～木曜：7:00～翌6:00 金曜：7:00～翌5:59	月～木曜：8:00～翌7:00 金曜：8:00～翌6:59
金スポット 金スポットミニ	7:00～翌5:59	8:00～翌6:59
銀現物 銀現物ミニ	月～木曜：7:00～翌6:00 金曜：7:00～翌5:59	月～木曜：8:00～翌7:00 金曜：8:00～翌6:59
銀スポット 銀スポットミニ	7:00～翌5:59	8:00～翌6:59
銅スポット 銅スポットミニ	7:00～翌5:59	8:00～翌6:59
パラジウムスポット パラジウムスポットミニ	7:00～翌5:59	8:00～翌6:59
原油スポット 原油スポットミニ	7:00～翌5:59	8:00～翌6:59
北海ブレントスポット 北海ブレントスポットミニ	月曜：7:00～翌6:59 火～金曜：9:00～翌6:59	月曜：8:00～翌7:59 火～金曜：10:00～翌7:59
天然ガススポットビッグ 天然ガススポット 天然ガススポットミニ	7:00～翌5:59	8:00～翌6:59
ガソリンスポット ガソリンスポットミニ	7:00～翌5:59	8:00～翌6:59
プラチナスポット プラチナスポットミニ	7:00～翌5:59	8:00～翌6:59
大豆スポット 大豆スポットミニ	9:00～翌3:19	10:00～翌4:19
コーンスポット コーンスポットミニ	9:00～翌3:19	10:00～翌4:19
小麦スポット 小麦スポットミニ	9:00～翌3:19	10:00～翌4:19
砂糖スポット 砂糖スポットミニ	16:30～翌1:59	17:30～翌2:59
コーヒースポット コーヒースポットミニ	17:15～翌2:29	18:15～翌3:29
ココアスポット ココアスポットミニ	17:45～翌2:29	18:45～翌3:29

※ 当社における注文受付時間は、全銘柄、月～金曜日の8：30～20：00です。

※ 新規建玉が約定した日付から1年の保有期限がございます。

13. 注文の種類

<成行注文>

売買価格を明示せず、数量のみを指定して注文を発注し、その時の市場価格で即時に注文を成立させる注文方法。

<指値注文>

注文時間よりも、有利な価格を指定して取引を成立させる注文方法。

<逆指値注文>

注文時間よりも、不利な価格を指定して取引を成立させる注文方法。

<OCO注文> (One Cancels the Other 注文)

指値注文と逆指値注文を同時に出し、どちらかの注文が成立した時点で、もう一方の注文が自動的に取り消し（キャンセル）となる注文方法。

<IFD注文> (If Done 注文)

優先順位にある二つの注文を同時に発注することで、新規注文と決済注文を同時に発注することができる注文方法。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。

<IFO注文> (If Done OCO 注文)

IFD注文とOCO注文を組み合わせた注文方法。IFD注文の決済注文をOCO注文で発注することができます。

14. 決済等に伴う金銭の授受

CFD取引の決済等に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出します。授受の方法は原則として、決済時にお客様の証拠金額に加算する、もしくは証拠金額より差し引く方法によるものとします。

$$(1 \text{ ロット当たりの差損益}^{*1}) \times (\text{取引数量}) \times (\text{倍率}) \times (\text{為替(円/ドル)レート}^{*2})$$

※1

(1 ロット当たりの差損益) とは、決済された反対売買（転売、又は買戻し）に係る取引単価と、当該反対売買（転売、又は買戻し）の対象となった銘柄の買付単価、又は売付単価に係る単価の差をいいます。

※2

(為替(円/ドル)レート) は、決済の時点で益金が発生した際にはドル建ての益金を円建てに換金しますので、「TTB」に基づく計算をし、決済の時点で損金が発生した際には円建てのご資金をドル建てに換金していただくことにより損金を充当いたしますので、「TTS」に基づく計算をします。また、この計算に使用する TTB 及び TTS は、市場又はカバー先の外国為替レート及び三菱 UFJ 銀行の発表している外国為替相場 (SPOT RATE) を参考に計算をいたします。

※ TTS・TTBとは？

「TTS」とは、Telegraphic Transfer Selling rate（対顧客電信売＝外貨購入・預入レート）の略です。つまり、お客様に対して外貨を売る（円を外貨に交換する）時に用いられる為替レートです。外貨預金やトラベラーズチェック、外貨の送金で円を外貨に交換する時にはこのTTSレートがよく使われます。

「TTB」とは、Telegraphic Transfer Buying rate（対顧客電信買＝外貨売却・払出レート）の略です。つまり、お客様に対して外貨を買い取る（外貨を円に交換する）時に用いられる為替レートです。外貨預金やトラベラーズチェック、外貨の送金で外貨を円に交換する時にはこのTTBレートがよく使われます。

この計算式のとおり、損益金が円に換算されますので、為替差損益が発生します。

15. 取引に基づき発生する債務の履行方法

お客様が、CFD取引に基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を日本円により入金する方法に限るものとします。

16. 取引の終了事由について

下記及び店頭商品デリバティブ（CFD）取引約款に記載の事由、並びに商品先物取引法、関連諸規則等に違反する行為が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、取引を終了させていただきます。

- (1) 商品先物取引法第215条に定められた適合性の原則に基づき、お客様が次に掲げる項目に該当することとなった場合。
 - ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人
 - ② 精神障害者、知的障害者、認知障害の認められる者
 - ③ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - ④ 借入金で取引を行おうとする者
 - ⑤ 破産者で復権を得ない者
- (2) 不正資金の流入が判明した場合。
- (3) お客様からの事前通知事項に虚偽があった場合又は疑義が生じた際の当社からの照会に対し、正当な理由なくご回答いただけないとき、又は虚偽であると認められた場合。
- (4) その他当社で不相当と認められた場合。

店頭商品デリバティブ取引行為に関する禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、お客様を相手方とした本取引、又はお客様のために本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為に関して、次のような行為が禁止されていますのでご注意ください。

- お客様に対し、不確実な事項について断定的判断の提供、又は確実であると誤認させる恐れがあることを告げて勧誘をすること。
- 店頭商品デリバティブ取引契約（個人を相手方とし、又は個人の為に CFD 取引行為を行うことを内容とする契約。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対して虚偽のことを告げること。
- 取引の申込を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したお客様に対し、勧誘を行うこと。
- お客様に対して、迷惑を覚えさせるような仕方で店頭商品デリバティブ取引の勧誘を行うこと。
- 勧誘に先立って、お客様に対し、自己の商号又は名称及び店頭商品デリバティブ取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
- 店頭商品デリバティブ取引契約の締結の勧誘を要請していないお客様に対し、訪問し、又は電話をかけて、店頭商品デリバティブ取引契約の締結を勧誘すること。
- お客様に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、不当に遅延させること。
- お客様の指示を受けないで、お客様の計算によるべきものとして取引すること。
- お客様（特定委託者及び特定当業者を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- 決済を完了する旨の意思を表示したお客様に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。（いわゆる「仕切拒否」）
- 店頭商品デリバティブ取引の勧誘に関して、重要な事項について誤解を生じさせるような表示をすること。
- 店頭商品デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないでお客様を集めて店頭商品デリバティブ取引契約の締結を勧誘すること。
- 店頭商品デリバティブ取引に関し、受渡状況その他のお客様に必要な情報を適切に通知しないと認められる状況において、商品先物取引業者に係る行為を継続すること。
- 商品先物取引業者に係る電子情報処理組織の管理が十分ではないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- 個人のお客様を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、お客様がその計算において行った店頭商品デリバティブ取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる損失の額が、お客様との間であらかじめ約束した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品デリバティブ取引の決済（以下、「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- 個人のお客様を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、店頭商品デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- 個人のお客様を相手方とし店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、商品先物取引業者がお客様から預託を受けた取引証拠金等に当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合にお客様に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（以下、「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちにお客様にその不足額を預託させることなく、店頭商品デリバティブ取引を行うこと。
- 個人のお客様を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における店頭商品デリバティブ取引にかかる取引証拠金等が実預託額の維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかにお客様にその不足額を預託させることなく、店頭商品デリバティブ取引を行うこと。

- ・個人のお客様を相手方とし、又は個人のお客様のために店頭商品デリバティブ取引を業として行う場合において、お客様に対して、お客様が行う店頭商品デリバティブ取引の売付け又は買付けその他にこれに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- ・個人のお客様を相手方とし、又は個人のお客様のために店頭商品デリバティブ取引を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
- ・個人のお客様を相手方とし、又は個人のお客様のために店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、商品先物取引業者がお客様の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項の提示を要求したお客様に提示しないこと。

入出金及び税金について

1. ご入金について

- 原則として、お客様から当社へのご入金は銀行振込によるものとします。また、銀行振込金受領証をもってご入金いただいたことの証明とさせていただきます。
- お客様名義以外からのお振込みは、ご入金として受け付けませんのでご了承ください。
- 午後3時までにご入金の確認ができた場合は、当日中にお客様の口座に反映します。
- 午後3時より後にご入金の確認ができた場合は、翌営業日にお客様の口座に反映します。
- ご入金時の振込手数料はお客様の負担とさせていただきます。

2. ご出金について

- ご出金は出金処理をした日より起算して4営業日目までにお客様の指定金融機関口座へ振り込みます。
- 口座解約に伴う出金におきましては、解約の申請を受け、出金処理をした日より起算して4営業日目までにお客様指定金融機関口座へ振り込みます。

※出金手続き時のご注意

- ・ご出金できる金額は証拠金余力の部分のみとなります。なお、評価益の払い出し、及び原則として未決済スワップ益の払い出しは行いませんのでご了承ください。
- ・ご出金にあたり、お客様の出金指示額が実際の出金処理時における証拠金余力を上回る場合、当社は出金可能な範囲内の金額に修正して出金を実施いたします。あらかじめご了承ください。
- ・出金処理日と出金依頼日は必ずしも一致しません。

3. 税金について

CFD 取引では、年間の損益を通算して利益となった場合にはその決済を行った日の属する年分の所得として、他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。

詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

CFD取引の手続きについて

お客様が当社とCFD取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

1. 取引の開始

(1) 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、CFD取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

(2) CFD取引口座の設定

CFD取引の開始に当たってはCFD取引口座を設定していただきます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お取引口座開設につき当社で審査をさせていただいた後に当社が承諾した場合にのみ、お取引口座を開設させていただきます。

2. 注文の指示事項

CFD取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- (1) 注文する銘柄
- (2) 売付取引又は買付取引の別
- (3) 注文数量
- (4) 価格（成行、指値、逆指値等）
- (5) 注文の有効期間
- (6) その他お客様の指示によることとされている事項

3. 証拠金の差入れ

CFD取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。

4. 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。

お客様が建玉を保有してから未決済のまま1年が経過した場合、当社は、お客様の計算において、当該保有期間が1年間を超過した建玉を、1年を経過した後の最初の取引日における当社の任意のタイミングで反対売買により差金決済いたします。

また、同一の銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）は可能ですが、お客様にとってアスク（買値）とビッド（売値）の差、支払いの金利と受取りの金利の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5. 取引の成立

CFD取引が成立したときは、6.に定める内容に従い当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を郵送又は電磁的方法により交付いたします。

6. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は取引状況をご確認いただくため、お客様の成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を郵送又は電磁的方法等でお客様に報告いたします。

7. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一記載内容に相違又は疑義があるときは、コンプライアンス・審査部に直接ご照会下さい。

その他CFD取引の仕組み・取引の手続き等について、ご不明な点やご質問がございましたら、下記当社カスタマーサポートまでお尋ね下さい。

0120-806-001

CFD取引及びその受託に関する主要な用語の定義

- 相対取引（あいたいとりひき）
業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。
- アスク—Ask
お客様が買うことができる価格。
- IFD注文（イフダンちゅうもん）
新規指値注文又は新規逆指値注文を出すと同時に、その注文に対する決済指値注文又は決済逆指値注文を出しておく注文方法のこと。最初の新規指値又は逆指値の注文が成立（If Done）しないと、決済指値又は逆指値注文は有効になりません。
- IFO注文（イフダンオーシーオーちゅうもん）
新規指値注文又は新規逆指値注文を出すと同時に、その注文に対する決済指値注文と決済逆指値注文（OCO 注文）を一緒に出しておく注文方法のこと。最初の新規指値又は逆指値の注文が成立（If Done）しないと、決済 OCO 注文は有効になりません。
- 売建玉（うりたてぎょく）
売付取引のうち、決済が終了していないもの。
- OCO注文（オーシーオーちゅうもん）
同順位の二つの注文を同時に出して、一方が成立したらもう一方が自動的にキャンセルされる注文方法のこと。
- 買建玉（かいたてぎょく）
買付取引のうち、決済が終了していないもの。
- 買戻し（かいもどし）
売建玉を、反対売買である買い注文で決済すること。
- 逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）
現在のレートよりも不利なレートで発注することで、現在のアスク（買値）より高い価格で買う、又は現在のビッド（売値）より安い価格で売る注文方法のこと。市場の状況により、約定価格は注文価格と乖離することがあるので注意が必要です。逆指値注文は指定レートでの約定を保証するものではありません。相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性がございます。
- 指値注文（さしねちゅうもん）
注文時間よりも、有利な価格を指定して取引を成立させる注文方法のこと。取引は注文価格で約定されます。週明けで取引価格が前週末に比べて大きく変動した時には注意が必要です。
- 差金決済（さきんけっさい）
現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済すること。
- 証拠金（しょうこきん）
先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金。
- スポット（取引）— Spot
直物取引のこと。
- 建玉（たてぎょく）
ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のこと。
- 転売（てんばい）
買い約定を反対に売って、売買約定関係を解消すること。

- 成行注文（なりゆきちゅうもん）
注文価格を指定しないで出す注文方法のこと。買い注文であればアスク（買値）以上、売り注文ではビッド（売値）以下での約定となります。急激な相場変動或は通信回線の状況等により、必ずしも発注時の表示価格で約定を保障するものではありません。
- 値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変動に伴い、評価替えする手続きのこと。
- ビッド－Bid
お客様が売ることができる価格。
- ヘッジ取引（へっじとりひき）
現在保有又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品や店頭市場で設定する取引。
- 約定（やくじょう）
取引が成立すること。
- 両建て（りょうだて）
同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。
- レバレッジ効果（ればれっじこうか）
少ない資金で大きな取引を行うこと。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。
- 限月（げんげつ）
先物取引の期限が満了（取引期限）となる月のこと。期限が満了となる月の中で最も期限日が近い限月のことを一番限（当限、期近限月）、次に期限日が近い限月のことを二番限といいます。取引の期限が違っている複数の限月が、それぞれで違う価格で取引されています。
- LIBOR（ライボー）
ロンドン銀行間取引金利。（銀行間において短期の資金を貸し出す際の金利）
- トロイオンス（Troy Ounce）
貴金属（金や銀）の重量単位。1トロイオンスは約31.1グラム。
- バレル（Barrel）
原油の計量に用いられる質量単位。1バレルは約159リットル。
- コンバージョン
他の通貨への両替。米ドルで発生した損益を日本円にコンバージョン（両替取引）を行うこと。
- 価格調整額（かかくちょうせいがく）
金スポット、銀スポット、銅スポット、プラチナスポット、パラジウムスポット、原油スポット、北海ブレントスポット、天然ガススポット、ガソリンスポット、大豆スポット、コーンスポット、小麦スポット、砂糖スポット、コーヒースポット、ココアスポットの取引において当社が定める日において提示する限月の交代を行うことにより生じた価格差の調整を行うこと。

当社の概要

株式会社さくらインベストは商品先物取引業者です。

本説明書は法令の変更等、その他の変更の必要が生じた時に改訂を行います。改訂の内容は、原則としてウェブサイトで公示する方法、又は書面にてお客様に郵送する方法等によりお知らせいたします。また、改訂の内容について当社がその都度定める期限までに異議の申出がない場合は、お客様に同意いただいたものとしたします。

商号	株式会社さくらインベスト
代表者	代表取締役 服部 美月
本店	大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 6 号
連絡先	電話番号（代表） 06-6347-1680 FAX 06-6347-1681
設立	2010 年 10 月 15 日
資本金	100,000,000 円
事業案内	商品先物取引業（取引所取引、CFD 取引） （経済産業省・農林水産省許可）
加入協会	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金

ご連絡・ご照会先

本説明書の内容及び CFD 取引に関してご不明な点があった場合には、担当の外務員又は担当部署にご確認ください。

また、お取引の内容に異議がある場合や、担当外務員又は担当部署による説明が不十分な場合には、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

また、日本商品先物取引協会では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申出をうけており、迅速かつ適正な解決に努めています。

当社「お客様相談窓口」

電話	0120-886-506
F A X	0120-733-362
E - M a i l	kanribu@sakura-inv.com
受付時間	月～金（祝祭日を除く）8:30～17:30

日本商品先物取引協会「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

電話	03-3664-6243
受付時間	月～金（祝祭日を除く） 9:00～12:00 13:00～17:00

個人情報保護方針

株式会社さくらインベスト（以下、「当社」という。）は、当社の事業に利用する個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」という。）を適切に管理いたします。また取り扱う個人情報の正確性、安全性を確保することが、当社にとって重要な責務であると考えています。

そこで、以下の方針に基づき個人情報等の保護に努めます。

1.個人情報の収集

当社はおお客様の個人情報を不正な手段で取得したり、利用目的の範囲を超えて収集したりすることはありません。

当社で収集する個人情報の種類は、お客様の氏名、住所、生年月日、電話番号、職業、年収、資産状況、家族、取引口座、締結目的、投資に関する知識やご経験等とします。当社が収集した個人情報は個人情報保護に関する法律その他、関係法規で認められる場合を除き利用目的の範囲内で適切に利用することといたします。

2.個人情報等の利用目的

お客様の個人情報は当社による本人確認、口座開設の審査、受託契約の確認、商品やサービスのご案内、その他業務上必要な範囲で利用することとし、不適正な方法により利用することはありません。

なお、個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

3.安全管理措置に関する事項

当社は、個人情報等を不正なアクセス、改ざん、漏えい、滅失及び毀損等から保護するため、個人情報等の取扱いに係る規程の整備、従業員の適切な監督、不正アクセス対策等の必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

また、個人情報等は、利用目的の達成に必要な範囲で、正確かつ最新の内容を保つように努めます。

4.個人情報の第三者への提供と開示

個人情報は以下の場合を除き、第三者へ提供又は開示することはありません。なお、個人番号については、以下に関わらず法令で限定されている場合を除き第三者へ提供することはありません。

- あらかじめご本人の同意がある場合
- 法令、各取引所、自主規制団体の諸規定に基づき、必要と判断される場合
- 人命、身体又は財産を保護する目的でありご本人の同意を得ることが困難な状況である場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 国の機関、当社業務に係る主務官庁その他の関係機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 営業譲渡、会社分割、合併等により、対象資産の一部として個人データが引き継がれる場合
- 業務の一部、もしくは全部につき、守秘義務を明記した契約に基づいて業務委託等を行う場合
- 所得税法第 234 条第 1 項等に基づき税務当局が行う質問検査及び国税犯則取締法第 1 条等に基づき収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査に応じる場合
- 刑事訴訟法第 197 条に基づく捜査関係事項照会に応じる場合
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 9 条第 1 項に基づき疑わしい取引を届け出る場合

- 金融商品取引法第 210 条、第 211 条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合
- 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項に基づく弁護士会の照会に応じる場合

5.個人情報保護方針の変更

当社では、個人情報等の保護を徹底するため、個人情報保護方針の継続的改善の観点から、本方針を必要に応じて更新することがございます。なお、利用目的につきましては合理的範囲を超えて変更することはありません。また、本方針を更新した場合には直ちに当社ホームページ上で公表するものとします。

6.個人情報の開示、訂正、利用の停止、削除

お客様より、当社に提供されたご自身に関する情報の開示、訂正、利用の停止、削除依頼があった場合は、依頼主がご本人様であることを確認したうえで、業務上特別な理由のない限り、合理的な範囲内で対応させていただきます。これらに関するお問い合わせは、以下までお申出ください。

7.個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社に対するお客様からの個人情報等に係るお問い合わせ、苦情は、以下の窓口にて受け付けます。

株式会社さくらインベスト コンプライアンス・審査部
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 2-5-6
(F) 0120-886-506